

令和2年度 京都市立第四錦林小学校いじめ防止基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

また「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず、児童の感じる被害性に着目し、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任・学年代表・スクールカウンセラー・該当学級担任

ウ 役割

未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証等、役割等の周知

エ 開催時期

生徒指導委員会は、第2金曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

オ 児童へ・保護者への周知方法

【児童】・・朝会 【保護者】・・学校だより

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善・学習環境の整備

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業のユニバーサルデザイン化をはかり、すべての子どもに届く授業をめざす。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。（「学習のルール」の徹底）
- ・生徒指導の3機能が活かされ、思考力・判断力を育成する授業づくりをする。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れた道徳教育を行う。
- ・命の大切さを題材とした道徳の授業を各学年で実施する。
- ・人権課題に関する学習の充実を図る。
- ・「ふれあい集会」（人権集会）での全校道徳の実施。
- ・児童の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる人権意識を高める取組。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・にこにこタイム（たてわり活動）を計画し、異年齢集団での交流を深める。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会など）を通して人間関係づくりを行う。
- ・「すこやか給食、招待状渡し」など、高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童同士の絆づくり

- ・学級活動の充実（各学級のみんな遊び・係活動）
- ・にこにこタイム（たてわり活動）など、異年齢集団での交流を深め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・部活動の充実

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報の共有

- ・日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異状に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早急に連絡を取り合い、家庭での様子についてもうかがう。
- ・毎月行う生徒指導委員会で共有された情報は、学年代表を通して全教職員で共有する。
- ・必要であるならば、終礼を行い、全教職員で情報を共有する。
- ・重大な事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

（ア）アンケートの実施

- ・学校評価アンケート・いじめアンケートを実施し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。
- ・4～6年生については、クラスマネジメントシートも活用し、実態把握と学級経営の見直しを行う。

（イ）教育相談の実施

- ・アンケートに基づく、積極的な相談活動を実施する。
- ・定期的な家庭訪問や家庭連絡による相談機会の確保。

（ウ）その他

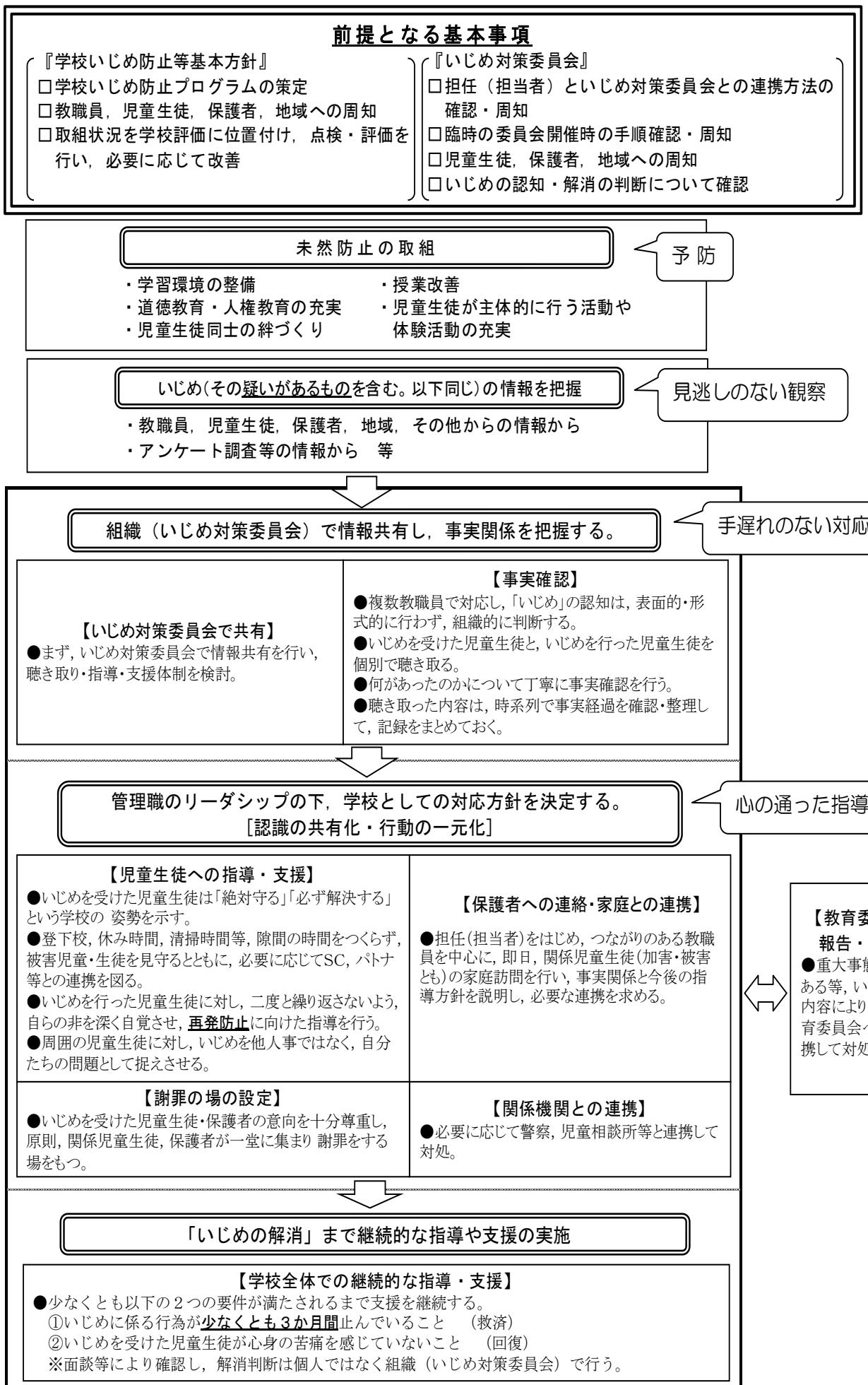
- ・登校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくり。

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。
- ・速やかな対応、丁寧な事実確認・聴き取りの徹底。
- ・学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルについての学習を実施する。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を実施する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえて見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、「いじめ対策委員会」でその状況を共有する。
- ・いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・毎月行う生徒指導委員会で、いじめにかかる事案の報告と検討を行う。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

イ 実施時期

- ・毎月の生徒指導委員会での情報共有
- ・年度当初、夏季休業中、年度終了時における全体研修
- ・研修会への参加など

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・京都市第四錦林小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立第四錦林小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級での研修会を設定する。
- ・人権学習、道徳の学習などの参観授業による保護者への啓発活動。

- ・「学校だより」の有効活用
- ・学校ホームページの有効活用
- ・参観授業としての「非行防止教室」「情報モラル学習」
- ・学校運営協議会理事会での学校評価の検討
- ・評価アンケートの結果の分析と、P D C A サイクルでの見直し

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させる
- ・児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールソポーターとの連携。
- ・スクールカウンセラーとの連携。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業措置を踏まえて一部の予定を変更したり、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 ・生徒指導校内研修会① 「児童理解について・規範意識の育成について」 ・生徒指導委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ・新着教員研修（外国人教育研修） 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・ロング昼休み開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・PTA 総会で校長から啓発 ・家庭訪問週間
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会② ・生徒指導校内研修会② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生を迎える会 ・にこにこタイム（縦割り活動） <p>【6年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問週間 ・学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会③ ・総合育成支援教育研修会① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳公開授業（休日参観） ・にこにこタイム（縦割り活動） <p>【4年】非行防止教室</p> <p>【5年】非行防止教室</p> <p>【5年】情報モラル教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観（道徳公開授業） ・保護者向け啓発パンフレット配布
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会④ ・外国人教育研修会① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこタイム（縦割り活動） ・にこっとふれあいDay ・1学期終業式での講話 <p>【4年】みさきの家 野外活動</p> <p>【6年】情報モラル教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・記名式アンケートの実施（1～3年）、学年集約と共有 ・児童による学校評価 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑤ ・生徒指導校内夏季研修会③ 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		

	「学校いじめ防止プログラムの見直し」 (P D C Aサイクル) ・小中合同教職員研修			
9	・生徒指導委員会⑥ ・生徒指導校内夏季研修会④	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・人権学習公開授業（参観） 【6年】修学旅行		・参観・懇談会（道德・人権学習公開授業）
10	・生徒指導委員会⑦ ・職員会議 「学校評価の結果の共有」①	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・運動会 【5年】花背山の家長期宿泊学習	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間（個別面談）②	・学校運営協議会で説明と評価②
11	・生徒指導委員会⑧ ・生徒指導校内研修会⑤	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・音楽発表会		
12	・生徒指導委員会⑨ ・生徒指導校内研修会⑥ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」 (P D C Aサイクル)	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・ふれあい集会（人権集会） (全校道德)	・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 ・記名式アンケートの実施（1～3年） 学年集約と共有 ・児童による学校評価 ・教育相談週間	・人権月間「学校だより」で啓発 ・ふれあい集会参観（全校道德） ・個人懇談会
1	・生徒指導委員会⑩	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） 【5年】スチューデントシティ学習		・自由参観
2	・生徒指導委員会⑪ ・生徒指導校内研修会⑦（年間反省） ・職員会議 「学校評価の結果の共有」②	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・図工展 【6年】近衛に行こう（小中連携）		・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学級懇談会
3	・生徒指導委員会⑫ ・職員会議 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	【共通】 ・にこにこタイム（縦割り活動） ・6年生を送る会	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全	・学校運営協議会で説明と評価③

(P D C Aサイクル)	• 卒業式 【6年】卒業遠足	学年) • アンケート原本の 保管（5年保存）	
---------------	-----------------------	-------------------------------	--

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「生徒指導委員会」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。